

鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の規定に基づき認定され、現に計画期間内にある鳥取市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区域をいう。
- (2) 鳥取市空き家情報バンク 鳥取市都市整備部建築指導課が所管し、市内に所在する空き家情報を発信することにより、空き家の流通促進、居住支援の充実及び定住促進を図るため、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に対し提供する仕組みをいう。
- (3) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は中心市街地の空き家の利活用を推進するため、空き家の残置物処分に対して支援を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第4条 別表第1項に掲げる建築物（以下「対象建築物」という。）について、同表第2項に掲げる者（以下「補助事業者」という。）であって市税等の滞納が無い者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3項に掲げる経費とする。

- 2 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象建築物に残置された家財等を搬出及び廃棄する事業とする。
- 3 補助事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に別表第4項に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）と同表第5項に掲げる補助限度額のいずれか少

ない額とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する30日前までに規則第4条の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支計画書（様式第2号）
- (3) 箇所別計画書（様式第3号）
- (4) 対象経費が確認できる見積書の写し等
- (5) 空き家等の所有者が確認できる登記事項証明書の写し等
- (6) 対象建築物の写真
- (7) 空き家情報登録決定通知書の写し（鳥取市空き家情報バンク設置要綱様式第7号）
- (8) 市税等納付状況確認同意書（様式第4号（法人の場合は様式第4号の2））
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類を受理したときは、速やかにこれらの書類を審査して本補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 本補助金を交付することができないと認めたときの規則第7条第3項の通知は、鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業補助金交付却下通知書（様式第5号）によるものとする。

(補助事業等の変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告等)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 事業収支決算書（様式第2号）
- (3) 箇所別報告書（様式第3号）
- (4) 支払いが確認できる領収書の写し等
- (5) 事業実績が確認できる写真等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告は、補助事業の完了後1月を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、及び第6条関係）

1 対象建築物	次のいずれにも該当する建築物（過去に本補助金を活用して残置物処分をしたもの及び鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金を活用して改修を行ったものを除く。） ① 中心市街地内に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む。） ② 1年以上利用がない空き家
2 補助事業者	対象建築物を所有、賃借若しくは購入しようとする次のいずれかの者（当該建築物の共有者である場合にあっては、他の共有者全員の同意を得られた者に限る。） ① 県内に在住する個人 ② 県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体 ③ 県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む。） ④ 県外に在住する個人（相続により対象の空き家等を所有するに至った者に限る。）
3 補助対象経費	空き家の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄）に要する費用 ※補助対象となる残置物処分は、鳥取市内に本店又は営業所等を有する事業者で行ったものに限る。
4 補助率	補助対象経費の3／4
5 補助限度額	30万円／戸
6 補助要件	事業の対象となる空き家は次のすべての要件を満たすこと。 ① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。 ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。 ③ 事業実施期間終了までに鳥取市空き家情報バンクに賃貸専用物件として登録することとし、対象建築物を4年以上賃貸の用に供すること。（売買を目的とした空き家の残置物処分は補助対象としない。）この場合において、既に鳥取市空き家情報バンクに登録されている対象建築物の残置物処分をした後に再度鳥取市空き家情報バンクに登録する場合は、新たな登録から4年以上賃貸の用に供すること。 ④ 対象建築物内の残置物を全て撤去・処分すること。ただし、賃貸の用に供しない部分に残置する家財等については、この限りではない。 ⑤ 県及び鳥取市の他の補助金の交付を受けていないこと。（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）

様式第1号（第7条、第10条関係）

年度 鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業 計画（報告）書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

（単位：円）

事業者区分	補助対象経費	補助金額	備考

（注）1 事業者区分欄には、個人・団体・事業者の別を記入すること

2 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

【添付書類】

交付申請時

- ① 様式第2号（事業収支計画書）
- ② 様式第3号（箇所別計画書）
- ③ 補助対象経費が確認できる見積書の写し等
- ④ 空き家等の所有者が確認できる登記事項証明書の写し等
- ⑤ 対象建築物の写真
- ⑥ 空き家情報登録決定通知書の写し（鳥取市空き家情報バンク設置要綱 様式第7号）
- ⑦ 市税等納付状況確認同意書（様式第4号（法人の場合は様式第4号の2））
- ⑧ その他市長が特に必要と認める書類

実績報告時

- ① 様式第2号（事業収支決算書）
- ② 様式第3号（箇所別報告書）
- ③ 支払いが確認できる領収書の写し等
- ④ 事業実績が把握できる写真（処分前後の状況）等
- ⑤ その他市長が特に必要と認める書類

事業収支計画（決算）書

1 収 入

科 目	金 額（円）	備 考
鳥 取 市 補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額（円）	備 考
事 業 費		
そ の 他		
合 計		

様式第3号（第7条、第10条関係）

鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業 箇所別計画（報告）書

1 対象建築物の概要

所在地			
建築年	年	構造	造
階数	階	延べ床面積	m ²
空き家期間※1	年 箇月		
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
流通区分	☐ 空き家バンクへの登録（登録年月日： 年 月 日） ☐ その他（ ）		
対象経費	円 （内訳）		
備考	申請区分 ☐ 所有者（共有者の有無： ☐ あり ☐ なし） ※共有者全員の同意： ☐ あり ☐ なし ☐ 賃借人（所有者の同意： ☐ あり ☐ なし） ☐ 購入者（共有者の有無： ☐ あり ☐ なし） ※共有者の同意： ☐ あり ☐ なし ※所有者・共有者全員の同意が得られていること		

※1 不明確の場合は、確実に空き家であったことが確認できた期間を記載すること

2 補助事業者の概要

◆様式第1号の事業者区分が「団体」又は「事業者」の場合は以下について記載すること			
名称			
代表者名			
所在地			
事業内容	※団体の場合は活動内容、事業者の場合は業種を記載		
電話番号		ホームページアドレス等	

3 補助要件チェックリスト（交付申請時に以下について記載すること）

	補 助 要 件	チェック
建 築 物	国又は地方公共団体等が所有するものではないこと	☐ 適合
	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係する法令に違反していない建築物であること	☐ 適合
	※補助対象建築物は上記のすべての要件を満たすこと	
そ の 他	事業実施期間終了までに鳥取市空き家情報バンクに賃貸専用物件として登録することとし、対象建築物を 4 年以上賃貸の用に供すること。	☐ 左記について承諾しました
	対象建築物内の残置物を全て撤去・処分すること。 ただし、賃貸の用に供しない部分に残置する家財等については、この限りではない。	☐ 左記について承諾しました
	他の補助金の活用の有無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を記載した書類を添付すること	☐ 有 ☐ 無

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者住所

氏名

㊞

（自署の場合は押印不要）

生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第 4 号の 2（第 7 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者名

印

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市まちなか空き家改修支援事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等(市
税・下水道使用料・下水道受益者負担)の納付状況について、鳥取市が確認することに同
意します。

様式第5号（第8条関係）

鳥取市指令受都ま第 号

年 月 日

申請人 住 所
氏 名 様

鳥取市長



年度 鳥取市まちなか空き家等残置物処分支援事業補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のありました、鳥取市まちなか空き家等残置物処分支
援事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 補助事業等の名称 | |
| 2 | 決定内容 | 不適合 |
| 3 | 決定理由 | |